

(公印省略)
令和2年7月31日

鶉新田・坪谷・十三軒
店高原・本郷江原 地区の皆様へ

邑楽町長 金子 正一
(農業振興課)

有害鳥獣捕獲の実施について (お知らせ)

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、水稻の出穂後のスズメ等による農作物の被害を最小限に防ぐため、有害鳥獣捕獲隊 (邑楽猟友会) のご協力をいただき、下記のとおり有害鳥獣捕獲を実施しますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 捕獲対象 スズメ、カラス、ドバト、キジバト、カルガモ
- 2 実施区域 町内全域 (裏面参照)
※住宅地・鳥獣保護区・猟銃禁止区域は除きます。
- 3 実施日時 9月13日 (日)
午前5時30分頃 ~ 18時頃まで
(日の出から日の入りまで)
- 4 捕獲方法 銃器による
- 5 その他 民家や電線に向かったの発砲はいたしません。
安全を第一に考え実施いたします。

※ご不明な点がございましたら、農業振興課 農政係までご連絡ください。

連絡先

〒370-0692 邑楽町大字中野 2570-1

邑楽町役場 農業振興課 農政係

電 話 : 0276-47-5025・0276-47-5027

F A X : 0276-88-3247

有害鳥獣捕獲実施場所

